

死亡届を提出 ※7日以内

【提出期限】

- ・死亡の事実を知った日から**7日以内**（国外で死亡したときは、その事実を知った日から3か月以内）

@戸籍法第八十六条

【届出義務者】

- ・同居の親族、その他の同居者、家主、地主、家屋若しくは土地の管理人、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人義務者の順序にかかわらず届出をすることができる。

@戸籍法第八十七条

【届出先】

- ・死亡者の死亡地、死亡地が明らかでないときは死体が最初に発見された地の市役所又は町村役場
- ・外国又は法務省令で定める地域で死亡したときは、死亡者の本籍地の市役所又は町村役場

@戸籍法第八十八条～第九十条

※その他

- ・失踪者の場合、家庭裁判所の失踪宣言確定後に、失踪届を提出しなければなりません。※失踪宣言確定後、10日以内

★失踪宣告に関しては、下記をご参照下さい。

- ・世帯主が亡くなられた場合には、「世帯主変更届」も必要となります。
→14日以内に住所地（住民票がある市町村）の市役所又は町村役場に届出が必要です。

★失踪宣告とは

家庭裁判所が申し立てにより、失踪宣告を行う事で、失踪者を亡くなったことにする制度です。

=>=>=> 失踪宣告の流れ =>=>=>

1. 家庭裁判所に「失踪宣告」の申し立てを行う

- ・失踪者の家族などが家庭裁判所に「失踪宣告」の申し立てを行う。
(失踪の要件) @民法第三十条
「特別失踪」 特別の危難（戦争や船の沈没等）がさった後、1年間不明
「普通失踪」 不在者の生死が7年間不明



2. 家庭裁判所調査官による調査

- ・申立人や不在者の親族などに対して、家庭裁判所調査官による調査が行われます。



3. 公示催告の実施

- ・官報や裁判所の掲示板で、失踪者本人または失踪者の生存を知っている人に届出を行うように公示される。
(届出の期間) @家事審判規則第40条
「特別失踪」 2か月間
「普通失踪」 6か月間



4. 失踪の宣告

- ・上記期間内に届出が無かった場合に失踪の宣告が行われます。



5. 家庭裁判所に確定証明書の交付の申請

- ・市区町村役場に失踪届を提出する際に必要な書類のひとつである確定証明書を発行して貰う必要があります。



6. 失踪届を提出

- ・市区町村役場に失踪届けを提出します。※必要な書類は届出を行う役場に確認が必要。
(死亡とみなされる日) @民法第三十一条
「特別失踪」 危難がさった時に亡くなったことにされます。
「普通失踪」 7年の期間満了時に亡くなったことにされます